平成２９年（フ）第６７７号
福岡市博多区博多駅南５－15－６－808、住民票上の住所福岡県筑紫郡那珂川町今光３丁目107番地８
破産者　大山　崇志
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７１４号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目134番地セレーヴル博多南601号
破産者　梅本　勇樹
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８２１号
北九州市小倉南区沼本町１丁目11番１－101号、前住所福岡市東区西戸崎２丁目14番２－302号
破産者　今磯　亮一
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５６号
福岡県糟屋郡久山町大字久原1789番地　ムイビエン101号
破産者　西本　順司
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９００号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂１丁目12番８号
破産者　小林　絵美
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９５３号
福岡県古賀市天神７丁目20番22―201号
破産者　有田　　崇
1　決定年月日　平成29年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１４号
茨城県水戸市酒門町4235番地の13
破産者　関根伊津子（旧姓櫻井）
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５２号
福岡県大野城市瓦田２丁目９番５号　田ノ上ビル202号
破産者　神崎　竜士
1　決定年月日　平成29年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４０号
破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市都府楼南４丁目12番５号　サンシティ伍番館１号
破産者　植田　竜太
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４１号
福岡県太宰府市大佐野３丁目15番24号　ピーチカーサＢ101号、旧住所福岡県太宰府市都府楼南４丁目12番５号　サンシティ伍番館１号
破産者　植田美由紀
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８３９号
福岡市東区城浜団地26番915号
破産者　三山　　清
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７６号
福岡市早良区原団地76番306号
破産者　渡邉　　充
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７９号
福岡市早良区原団地76番306号
破産者　渡邉　佳子
1　決定年月日　平成29年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４８８号
北海道苫小牧市字糸井147番地の22
破産者　加藤　健二
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９６号
北海道北広島市稲穂町東１丁目１番地７　ＫＤマンション１－501号
破産者　石塚　武志
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５５号
宮城県宮城郡松島町磯崎字長田80番地の224、従前の住所宮城県石巻市蛇田字上中埣49番地３
破産者　門脇　房明
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１３号
平成28年12月21日までの住所　仙台市青葉区柏木３丁目６番１号　ビレッジ柏木101
破産者　村上　静香　昭和61年４月８日生
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８２号
仙台市青葉区上杉１丁目３番16―605号、従前の住所仙台市太白区郡山字北目宅地52番地の１　エコロ・パル郡山406
破産者　櫻井　慎一
1　決定年月日　平成29年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係